

吉祥寺成蹊会 会則

第1章 総則

第1条 名称

当会の名称を「吉祥寺成蹊会」と称す。

第2条 目的

当会の目的は、定期的な会合と活動を通して、会員相互の親睦、成蹊学園の知名度向上、地域社会との連携を図ることを目的とする。

第3条 事務局

当会の事務局は幹事居住地若しくは勤務先とする。

第2章 会員

第4条 会員種別

当会は次の会員により組織する。

(1) 正会員

成蹊学園(小学校、中学校、高校、大学、大学院、旧制高校)に在籍していた者の中で、武蔵野市に隣接する市区町村に居住若しくは勤務する者。

(2) 準会員

教職員経験者及び関係者、正会員の家族、成蹊学園(小学校、中学校、高校、大学、大学院、旧制高校)に在籍していた者の中で、正会員以外の者を準会員とする。

(3) 法人会員

正会員及び準会員が所属する企業、法人、団体等を法人会員とする。

第5条 反社会的勢力の排除

次の各号の一に掲げる者は、会員になることはできない。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

(2) 暴力団員等が経営に支配的な影響力を有している者

(3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していることしていると認められる関係を有する者

(4) 暴力団員等を不当に利用していると認められる者

(5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる者

(6) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

第6条 入会

当会の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員となるには、当会所定の様式による申込みをし、会長の承認を得る。

第7条 年会費の負担

1. 正会員、準会員及び法人会員の年会費は、それぞれ次の通りとする。

(1) 正会員

一口2,000円。一口以上

(2) 準会員

一口1,000円。一口以上

(3) 法人会員

一口10,000円。一口以上

2. 会員は、前項に定める年会費を、毎年3月31日限り、別途指定する銀行口座に振込送金する方法により支払う。なお、送金手数料は会員の負担とする。

3. 前項の規定にかかわらず、年度の途中から入会する会員は、入会した日の属する月の翌月末日限り、前項の定めに従って年会費を支払う。なお、年度の途中から入会した場合においても、年会費の減額は行わない。

第8条 退会

会員は当会をいつでも退会することができる。退会を希望する会員は、当会所定の様式による届出をする。

第9条 除名

会員が当会の名誉を毀損し、若しくは当会の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、役員の過半数の賛成により、当該会員を除名することができる。

第10条 会員の資格喪失

会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 2年以上年会費を滞納したとき
- (4) 総会員の同意があったとき
- (5) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (6) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (7) 解散したとき
- (8) その法人の役員又は従業員に、正会員及び準会員のいずれも存在しなくなったとき
- (9) 第5条（反社会的勢力の排除）各号のいずれかに該当するとき

第3章 総会

第11条 構成

1. 会員総会は、正会員をもって構成する。
2. 正会員は、各1個の議決権を有する。

第12条 権限

総会は、次の各号に定める事項を決議する。

- (1) 事業計画の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) その他役員会において必要と定めた事項

第13条 開催

定時会員総会は、毎年成蹊桜祭の日に開催し、臨時会員総会は、必要がある場合に開催する。

第14条 招集

1. 会員総会は、役員会の決定に基づき会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め役員会が定めた順序により、他の役員が招集する。

第15条 招集の通知

会員総会を招集する場合、会長は、会日の1週間前までに、正会員に対してその通知を発する。

- 第16条 議長
会員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該会員総会において議長を選出する。
- 第17条 議決権
正会員は、各1個の議決権を有する。準会員及び法人会員は、議決権を有しない。
- 第18条 決議
会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第19条 議決権の行使方法
1. 会員は、会員総会の前日までに、必要事項を記載した議決権行使書面を当会に対して提出する方法により、議決権を行使することができる。
 2. 会員は、当会の正会員を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、会員総会ごとに代理権を証する書面を当会に提出しなければならない。
 3. 前2項の規定により行使された議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。
- 第20条 議事録
会員総会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した役員がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

- 第21条 役員
1. 当会運営のために、次の役員を置く。
会長：1名
副会長：1名
会計：1名
幹事・事務局長：1名
 2. 当会は、若干名の顧問を置くことがある。
- 第22条 選任
役員は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。
- 第23条 任期
役員任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。
- 第24条 職務
各役員の職務は、次の通りとする。
- (1) 会長
当会を代表して会を統括する。
 - (2) 副会長
会長を補佐し、会長に差し障りある時はこれを代行する。
 - (3) 会計
当会の会計に関する職務を行う。
 - (4) 幹事・事務局長
会長、副会長及び会計をサポートする。
- 第25条 解任

役員は、会員総会の決議によって解任することができる。

第5章 役員会

第26条 構成

1. 当会に役員会を置く。
2. 役員会は、全ての役員をもって構成する。

第27条 権限

役員会は、この会則に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 職務執行の決定
- (2) 職務執行の一部について、その決定権限の会長への委任
- (3) 役員職務執行の監督
- (4) 会則を含む各種規程の制定、改廃

第28条 招集

1. 役員会は、会長が招集する。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、予め役員会が定めた順序により、他の役員が招集する。

第29条 招集の通知

1. 役員会を招集する場合、会長は、会日の1週間前までに、役員に対してその通知を発する。
2. 前項の規定にかかわらず、会長は、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで役員会を開催することができる。

第30条 議長

役員会の議長は、会長がこれにあたる。会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、当該役員会において議長を選出する。

第31条 決議

役員会の決議は、役員過半数が出席し、出生した当該役員議決権過半数をもって行う。なお、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 議事録

役員会の議事については、議事録を作成し、議長及び出席した役員がこれに署名又は記名押印する。

第6章 計算

第33条 会計年度

当会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

第34条 事業計画及び収支予算

当会の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始日の前日までに会長が作成し、直近の会員総会において承認を受ける。これを変更する場合も、同様とする。

第7章 附則

第35条 最初の事業年度

当会の最初の事業年度は、当会成立の日から2023年12月31日までとする。

第36条 設立時の役員

当会の設立時の役員は、次の通りとする。

設立時会長 小川孝一
設立時副会長 安藤智之
設立時会計 中野竜爾
幹事・事務局長 椎野泰永

第37条 設立時の会員

設立時の会員は、添付の設立名簿の通りである。

以上、吉祥寺成蹊会設立のためにこの会則を作成する。

施行日：2022年10月5日

改定日：2023年7月10日